

関係者からの意見の内容及び都市計画決定権者の考え方

1. 構想段階評価書に対する一般の意見

No.	一般の意見(1件)	都市計画決定権者の考え方
1	利用者の交通安全に関する観点からの評価が欠落していると思う。 案1は、山陽自動車道を山口方面から広島市内に向かう場合、近距離に二つの分岐が存在することとなり、混乱による事故が発生するのでは。同じく、岡山方面から広島市内に向かう場合も、近距離に二つの分岐。山陽自動車道は高速走行しているので判断できる時間が短く、走行する利用者は、混乱(事故、逆走)するのでは。 案2は、五日市インタと、既設道路や新たな高速4号線への接続道路との流れにおいて、混乱や安全が確保できるか。 利用者の立場に立ち、安全に通行できるのかという評価が必要だと思います。	利用者の交通安全の確保は極めて重要であることから、道路の基本的な構造や通行時の利用者の反応といった視点から評価することになりますが、現時点では道路の概ねの位置や規模しか決まっていないため、今回決定する概略案に沿って、今後、具体的なルートや構造を確定していく段階で評価します。

(参考)計画段階環境配慮書に対する国土交通省からの意見

No.	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の考え方
1	1. 総論 (1)対象事業実施区域等の設定 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居(以下「住居等」という。) イ. 森林法に基づき指定された保安林 ウ. 主要な河川及び取水源 エ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第7回調査(植生調査)において自然度が高いとされた植生 オ. 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場	対象道路事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる施設等(学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設や住居、森林法に基づき指定された保安林、主要な河川及び取水源、植生自然度が高い植生、景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場)について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減します。 今後の詳細なルートや道路構造の検討に当たっては、環境の保全上重要と考えられる施設等(学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設や住居、森林法に基づき指定された保安林、主要な河川及び取水源、植生自然度が高い植生、景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場)について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減に努めます。
2	(2)環境影響評価の項目の選定等 事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において、広島高速4号線への連絡道路が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定します。 また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。
3	(3)地域住民等への説明及び関係機関との連携 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	今後の環境影響評価手続きにおいて、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明するとともに、関係機関と調整を十分に行います。

4	2. 各論 (1)大気環境 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、住居等が複数存在しており、案②「五日市 IC 接続ルート案」は、案①「直結ルート案」に比べ、住居等が比較的多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
5	(2)水環境 想定区域及びその周辺には、砂防法に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領に基づき指定された山腹崩壊危険地区、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林等の土地の改変に慎重を要する地域が存在していることから、特にこれらの地域において、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水等の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、適切に予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制するよう配慮し、土地の改変に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減します。 なお、道路構造は、地表式(盛土構造、切土構造)、嵩上式(高架構造、盛土構造)を計画しており、トンネル構造の計画はありません。
6	(3)動植物及び生態系 想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第 75 号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法に基づく	今後の詳細なルートの位置や道路構造の検討にあたっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置の検討を行います。

	自然環境保全基礎調査の第7回調査(植生調査)において自然度が高いとされた植生が存在していることに加え、森林法に基づき指定された保安林が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	
7	(4)人と自然との触れ合いの活動の場 想定区域及びその周辺には、中国自然歩道が存在し、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、中国自然歩道の直接改変を回避又は極力低減するとともに、工事期間中を含め、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮すること。	今後の詳細なルートや道路構造の検討にあたっては、中国自然歩道の直接改変を回避又は極力低減するとともに、工事期間中を含め、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないように配慮します。
8	(5)廃棄物等 ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の事業計画の検討にあたっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画を立案します。
9	イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画を立案します。
10	(6)温室効果ガス等 今後の事業計画の具体化にあたっては、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、	今後の事業計画の具体化にあたっては、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導

「地球温暖化対策計画」等を踏まえつつ、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討すること。	入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討します。
--	--

(参考)計画段階環境配慮書に対する広島県からの意見

No.	広島県知事からの意見	都市計画決定権者の考え方
1	1. 全体的事項 ○本事業は、広島高速4号線と山陽自動車道を連結する大規模な工事であり、土地の造成及び道路の建設工事等の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に対して影響を及ぼす可能性があるため、今後のルート選定、道路構造の検討及び環境影響評価の実施にあたっては、過去の環境データを積極的に活用すること等により、環境への影響を回避・低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
2	○環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、計画段階配慮事項に係る各環境要素における予測・評価の結果を踏まえて、ルートを選定した根拠を詳細に記載すること。	ルートを選定した根拠については、適切に方法書に記載します。
3	○土地の造成及び道路の建設工事等の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に対して影響を及ぼす可能性があるため、今後のルート選定、道路構造の検討及び環境影響評価の実施にあたっては、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響を回避・低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、環境への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
4	2. 個別的事項 (1)大気質、騒音、振動 事業実施想定区域及びその周辺には、環境保全上特に配慮が必要な施設が存在し、また、住宅等が立地していることから、周辺の主要道路を含めてその影響について考慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音及び振動への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、できる限り回避・低減します。
5	(2)動物、植物、生態系 ○事業実施想定区域及びその周辺は、重要な動物の生息地が分布すると予測され、重要な動物が確認されていることから、方法書以降の手続きにおいては、住民や専門家の意見を十分に聴取し、重要な動物等、植物及び生態系を含め、適切な調査、予測及び評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

6	○事業実施想定区域及びその周辺には保安林が存在するため、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルートを検討し、環境への影響を小さくすること。	具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り回避・低減されるように取り組みます。なお、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で適切に調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
7	(3)景観 事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源が分布していることから、眺望点からの景観や、文化財等と一体となった地域景観への調和について配慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
8	(4)人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、中国自然歩道が存在し、道路の存在による影響が生じる可能性があると考えられるため、配慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

(参考)計画段階環境配慮書に対する広島市からの意見

No.	広島市長からの意見	都市計画決定権者の考え方
1	1. 全体的事項 (1)環境影響評価方法書の作成に当たっては、使用する用語や表現は住民等にわかりやすいものとなるよう努め、専門用語を用いる場合は用語の解説を記載すること。	方法書の巻末に専門用語の用語集を作成します。
2	(2)本事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見を積極的に聴取し、誠意をもって対応すること。	今後の事業の実施にあたっては、事業計画や本事業の実施に伴う環境影響、環境保全措置等の内容について、積極的な情報提供と丁寧な説明に努めます。
3	2. 個別的事項 (1)騒音について 本事業計画の更なる検討に当たっては、事業実施想定区域内に新たに造成された住宅地への影響も適切に配慮して行うとともに、検討の経緯及び内容について、環境影響評価方法書に適切に記載すること。 また、具体的なルートの設定に当たっては、事業実施に伴う環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は十分に低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、騒音への影響について、適切に配慮するとともに、経緯及び内容をできる限り図書に記載します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、騒音への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
4	(2)動物及び植物について ア 環境影響評価方法書以降の手続で作成する図書について、現地調査の要否を適切に判断できるよう、文献調査による動物及び植物の確認種リスト等の記載と併せて、当該動物及び植物の確認場所等の位置情報の解像度も記載すること。	当該動物及び植物の確認場所等の位置情報の解像度については、重要な種の確認場所が特定される可能性があることから記載はしないものの、位置情報の把握に努めるとともに、技術手法等を参考に現地調査の要否を適切に判断します。
5	イ 事業実施想定区域を流下する大塚川及びその支川については、その下流部の安川及び古川での確認状況を踏まえると、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息の可能性が考えられる。このため、環境影響評価方法書以降の手続において、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に行うことにより、オオサンショウウオの生息環境への配慮を行うこと。	環境影響評価方法書以降の手続きにおいて、オオサンショウウオへの影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

(3)人と自然との触れ合いの活動の場について 環境影響評価方法書以降の手續において、対象事業実施区域に河川が含まれる場合は、市民が川辺で水に親しめる環境に配慮するといった観点も含め、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に行うこと。	今後の環境影響評価の手續きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
--	---